

平成29年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	712,668戸
(2) 年間総配水量	181,222,500 m ³
(3) 1日平均配水量	496,500 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水施設費	3,562,340千円
イ 耐震管路等整備事業	6,193,338千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	34,651,261千円
第1項	営業収益	30,729,643千円
第2項	営業外収益	3,917,457千円
第3項	特別利益	4,161千円

支 出		
第1款	水道事業費用	37,561,358千円
第1項	営業費用	36,372,784千円
第2項	営業外費用	1,163,153千円
第3項	特別損失	15,421千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,573,746 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 655,656 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 5,918,090 千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	7,616,971 千円
第1項	企 業 債	7,000,000 千円
第2項	出 資 金	13,000 千円
第3項	補 助 金	329,728 千円
第4項	負 担 金	273,880 千円
第5項	融 資 補 償 金 返 還 金	10 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	343 千円
第7項	その他の資本的収入	10 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	14,190,717 千円
第1項	建 設 改 良 費	11,011,448 千円
第2項	投 資	13,000 千円
第3項	企 業 債 償 還 金	3,154,095 千円
第4項	補 助 金 返 還 金	7,154 千円
第5項	融 資 補 償 金	10 千円
第6項	その他の資本的支出	10 千円
第7項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度 原・浄・配水施設関連経費	平成30年度から 平成31年度まで	4,139,976千円
平成29年度 耐震管路等整備事業関連経費	平成30年度から 平成31年度まで	7,289,074千円
平成29年度 川崎縦貫道路 関連施設整備事業関連経費	平成30年度	41,310千円
平成29年度 土地借上料	平成30年度から 平成33年度まで	15,780千円
上下水道お客さまセンター 運営関連経費	平成30年度から 平成34年度まで	1,601,005千円
水道料金業務等オンライン システム再構築調査関連経費	平成30年度	85,644千円
水道料金等徴収に係る関連経費	平成30年度から 平成31年度まで	258,340千円
「給水装置改良資金融資」に伴う 金融機関に対する損失補償	平成29年度から 債務消滅時まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道配水 1 施設等 整備事業	千円 1,983,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または 証券発行(他の地方公 共団体との共同発行 を含む。)による。起 債の時期は当該年度 とする。ただし、事業 進ちよくまたは財政 その他の都合により、 全部または一部を翌 年度へ繰越して起債 することができる。	年5.0%以内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 年度における 利率とする。	借入れの日から 40か年以内(据 置期間を含む。)に 償還する。た だし、企業財政 の都合により繰 上償還、償還年 限の短縮または 本議決の範囲内 で借換えするこ とができる。
2 耐震管路等 整備事業	4,979,000			
3 川崎縦貫道 路関連施設 整備事業	38,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,449,983千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、205,623千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、574,000千円と定める。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦